

水道週間のお知らせ

令和7年 6 月 1 日（日）～ 7 日（土）までの間、『透き通る 誇れる水に 感謝する』をスローガンに第 67 回水道週間が全国一斉に開催されます。石垣市水道部におきましても期間中下記日程により、イベント等を実施いたしますので、是非ご参加ください。

歴史パネル展「水道事業のあゆみ」

水道事業のあゆみを歴史資料や年表等で紹介いたします。

【日 時】 6 月 1 日（日）～ 7 日（土）午前 9 時～午後 5 時
※1 日（日）・7 日（土）は午後 4 時まで

【場 所】 石垣市水道部庁舎 2 階会議室



親子施設見学会

白水原水調整池、白水取水場、真栄里ダム、於茂登取水場、石垣浄水場の 5 施設をバスで巡り、水道水のできる過程を見学いたします。

【日 時】 6 月 1 日（日）

【事前受付日時】 5 月 29 日（木）～ 5 月 30 日（金）9 時～ 17 時

【事前受付方法】 ホームページをご確認ください。

【当日受付午前の部】 9 時 30 分受付開始（定員：25 名）、10 時出発～ 12 時頃まで

【当日受付午後の部】 1 時受付開始（定員：25 名）、1 時 30 分出発～ 3 時 45 分頃まで

【当日受付・出発場所】 石垣市水道部庁舎

※申込受付は、各定員に達し次第締め切りいたします。

※暑さ対策（熱中症）のため飲み物等は各自でご持参ください。

※悪天候の場合は中止になる場合があります。



詳しくは水道部ホームページをご確認ください。

【問合せ】 水道部 ☎0980-83-4073

令和7年度石垣市民生委員・児童委員協議会定期総会

令和7年4月 30 日に令和7年度石垣市民生委員・児童委員協議会定期総会が行われました。石垣市長をはじめ、沖縄県八重山福祉事務所長や石垣市社会福祉協議会長からの激励のあいさつのほか、令和7年度の事業計画や予算について承認されました。また、今年度の役員紹介も行われ、今後も地域福祉の向上にむけ活動していくほか、民生委員の担い手確保についても取り組んでいきたいと思います。

《令和7年度石垣市民生委員・児童委員協議会 役員》

会 長	崎原 喬
副会長	前津 英次
副会長	安次嶺 絹枝
副会長	仲本 賢治
監 事	福島 英和
監 事	河上 美奈子
監 事	久場 いつ子



【問合せ】 福祉総務課 ☎0980-87-5515

令和7年度 石垣市狂犬病予防集合注射のお知らせ

石垣市では八重山獣医師会協力のもと、下記の日程で犬の狂犬病予防集合注射を実施致します。法律により飼い主は「飼い犬の登録」と「飼い犬に狂犬病予防注射を毎年一回」受けさせなければいけません。是非、この機会にお近くの会場にて飼い犬に予防注射を受けさせて下さい。

月日／曜日	会 場	実施時間
5月25日(日)	中央運動公園野球場前駐車場(奥側)	9:30～11:30
5月26日(月)	双葉公民館	14:00～16:00
5月27日(火)	花城商店東(真乙姥御嶽前)	14:00～16:00
5月28日(水)	石垣市市民会館(駐車場)	14:00～16:00
5月29日(木)	平得公民館	14:00～16:00
5月30日(金)	大川公民館	14:00～16:00
5月31日(土)	三和構造改善センター	9:30～10:30
	名蔵公民館	11:00～12:00
6月1日(日)	真栄里公園(ステージ)	9:30～11:30
6月2日(月)	吉原公民館	9:40～10:10
	川平集落センター	10:30～11:30
	米原公民館	13:00～13:20
	伊土名公民館	13:40～14:00
	多良間公民館	14:10～14:30
	下地公民館	14:40～15:00
	兼城公民館	15:10～15:30
	栄公民館	15:40～16:00

月日／曜日	会 場	実施時間
6月3日(火)	旧大里公民館	10:00～10:30
	星野公民館	10:50～11:10
	伊野田公民館	11:30～12:00
	伊原間公民館	13:00～13:30
	明石公民館	13:50～14:10
	久宇良公民館	14:20～14:40
	平久保公民館	14:50～15:10
	平野公民館	15:20～15:40
6月4日(水)	白保公民館	14:00～15:00
	宮良公民館	15:20～16:20
6月5日(木)	大浜公民館	14:00～16:00
6月6日(金)	舟蔵公園(駐車場)	14:00～16:00
6月7日(土)	石垣市役所(新庁舎)	9:30～11:30

◆注射料金:1頭 3,400円(注射済票交付手数料込み)

【問合せ】環境課 ☎0980-82-1285

令和7年度 国民年金保険料について

令和7年度の国民年金保険料額は、「月額17,510円」です。

令和7年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和7年度の保険料改定率「1.030」を乗じることにより、17,510円となりました。

便利でお得な納付方法をご利用ください。

1. 口座振替(口座からの引き落とし)

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

3. 電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

※スマートフォン決済(AEON Pay・auPAY・d払い®・PayPay・楽天ペイ等)

※詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

2. クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料及び一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。



日本年金機構
ホームページ

【問合せ】市民課 ☎0980-87-9005 石垣年金事務所 国民年金課 ☎0980-82-9211

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

従来の被保険者証は、令和6年12月2日以降新規発行が停止となり、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行しています。

令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）までこれまでどおりお使いいただけます。

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へは**マイナ保険証の有無にかかわらず、申請無しで「資格確認書」**をお届けします。
※令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用です。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 8年 7月 31日
交付年月日	令和 7年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	うるま市石川石崎1丁目1番1号 うるま市石川出張所（旧石川市役所）3階後期高齢医療広域連合
氏 名	後期高齢 保険沖太郎
性別	男
生年月日	昭和 23年 1月 1日
後期高齢者証取得年月日	令和 5年 1月 1日
負担割合	1割
負担額	令和 5年 1月 1日
負担区分	区分B
負担開始日	令和 6年 10月 1日
医療機関指定	
特定医療区分	区分A
発効期日	令和 6年 10月 1日
保険者番号並びに保険者氏名	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

令和7年8月からの資格確認書は、7月中旬に郵送でお届けする予定です。
病院等を受診する際は、資格確認書かマイナ保険証を提示してください。

【問合せ】健康保険課 後期高齢者医療係 ☎0980-87-9040

国民健康保険 資格確認書と資格情報のお知らせの更新について

令和6年12月2日以降に国保の「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」の交付を受けた方

令和7年12月1日までの有効期限の保険証をお持ちの方

令和7年7月中旬以降に簡易書留にて郵送します。

令和7年11月中旬以降に簡易書留にて郵送します。

マイナ保険証利用未登録
「資格確認書」を郵送

マイナ保険証利用登録済み
「資格情報のお知らせ」を郵送

マイナ保険証利用未登録
「資格確認書」を郵送

マイナ保険証利用登録済み
「資格情報のお知らせ」を郵送

世帯の中で、マイナ保険証の利用登録がされている方とされていない方の両方がいる場合、封筒は「資格情報のお知らせ」が入っているものと「資格確認書」が入っているものが2通に分かれて届きますのでご確認ください。

※保険税の滞納がある世帯については、郵送ではなく窓口交付となる場合があります（詳しくは保険税係まで）。

令和7年12月1日までの有効期限の保険証をお持ちの方は、そのまま有効期限までお使いいただけます。

国民健康保険に
ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
2025年12月1日に満了となります。
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

マイナ保険証を使っている人はどうしたらいいの？
ぜひ、そのままお使いください！

マイナ保険証がないと受診できないの？
マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に申請すれば資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

まずはマイナバーカードを持っているかご確認ください！

マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ

マイナバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証リーダーにマイナバーカードを置くことで、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

受付に使用する顔認証リーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声がけください。

他の方法で確認したいときは？

- 1 スマートフォン・マイナバーカードを用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

0120-95-0178
マイナバーカードの準備について
詳しくはマイナポータル(モバイルアプリ)でご確認ください

厚生労働省

【問合せ】健康保険課 ☎0980-82-8126（給付係）☎0980-87-9045（保険税係）

大人のひきこもりに悩んでいませんか？

アウトリーチ支援員が就労や社会参加をお手伝いします。

～アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業～

アウトリーチって？

ひきこもり気味になり困りごとを抱えたまま、自ら SOS を発することが難しい方のいる場所に出向いて、必要な情報を届けたり、サービスにつないだりする活動のことです。相談支援員によるアウトリーチ（訪問）を行い、課題解決に向けての支援につなぎます。

家にいる時間が長く
外に出づらい

仕事をしたいけど
自信がない

人とかかわりを
増やしたい

無職の子どもが
ひきこもり気味

子どもの将来や
お金のことが不安



対象者

石垣市内在住で、ひきこもり（40 歳以上）に関する悩みのある方、またそのご家族。

受付時間

平日 9 時～17 時
（12 時～13 時、土日祝日を除く）

【問合せ】福祉総務課 ☎0980-87-6025

● 早期に発見、つながるために

関係する行政・団体などと連携して、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方を見出していくよう努めます。

● 来所や電話だけでは十分な情報を得られない場合のために

訪問を行い、生活課題を確認し、解決の糸口を見つけていきます。

● ひきこもり状態にある人が支援を受けやすくするために

訪問を通して信頼関係を築き、就職や地域参加のきっかけができるよう努めます。

第1回 子ども若者個別相談会のお知らせ

石垣市子ども・若者支援地域協議会では、専門の臨床心理士をお招きし、不登校、引きこもりなど社会生活を営む上で困難を有する方、そのご家族、関係者の方々の相談・支援を行っています。

6月 は下記日程で相談会を開催いたします。一人で悩まず、まず相談してみませんか。

場 所

6 月 14 日（土）13:00～17:00
（受付時間 12:30～16:00）

期 日

石垣市役所内 教育委員会会議室 A

対象者

石垣市在住の本人
（0～39 歳までの方）及び、ご家族、関係者

スーパーバイザー

子ども若者みらい相談プラザ sorae
臨床心理士 松本 大進 先生



守秘義務は遵守します。
お気軽にお越しください。

【問合せ】石垣市青少年センター ☎0980-82-1030

※事前予約をお願いします。

※予約状況により当日でも相談可能な場合があります。

当日の連絡先：080-7255-8175

石垣市自治基本条例審議会の委員を募集します

石垣市では、まちづくりの方針などを定めた「石垣市自治基本条例」の見直しを行うため、その内容等について審議をしていただく石垣市自治基本条例審議会の委員を募集します。詳細は市ホームページをご覧ください。企画政策課までご連絡ください。

【募集期間】

令和 7 年 5 月 21 日（水）～6 月 11 日（水）まで

【応募資格】 次の要件をすべて満たす方

- (1) 応募日において、石垣市に引き続き 1 年以上住所を有している方
- (2) 令和 7 年 6 月 11 日時点で満 20 歳以上の方
- (3) 平日に開催される会議に参加できる方

【応募方法】

応募フォームからご応募いただくか、応募用紙に必要事項をご記入のうえ、E メールまたは持参によりご提出ください。

※応募用紙は市ホームページのほか、市企画政策課、市立図書館、健康福祉センターでも配布しています。



【問合せ】

企画政策課 ☎0980-82-1350

令和7年度 石垣市物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（学校給食費助成金）について

学校給食は、保護者の皆様からの給食費と市の公費負担によって運営しております。

今年度は、小学生を対象に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を活用して保護者が負担する学校給食費の額のうち、2分の1の額を助成することといたしました。

なお、保護者の負担する給食費は本助成額を差し引いた金額となります。（現物給付）

（例）小学生で他に給食費の助成を受けていない児童の場合

月 額	¥5,400
助 成 額	¥2,700
保護者負担額	¥2,700

注 意 事 項

※要保護者、準要保護者、第3子以降学校給食費助成金交付対象者及び特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により学校給食費の全額の支弁を受けている保護者は助成対象から除きます。

※中学生に関しましては、沖縄県の補助により保護者が負担する学校給食費の額のうち2分の1を助成することとなっております。

申請について

給食費公会計化のため、令和5年度より保護者からの『申請書兼委任状』の提出は不要とします。

ただし、特別支援学校在籍者で、学校給食費の半額の支弁を受けている方・支弁を受けられていない方は、保護者が負担する額の2分の1の額を助成するため、申請書兼委任状が必要となります。

毎年学校から資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校へ提出をお願いします。

助成金の交付を希望しない場合

助成金の交付を希望しない場合は石垣市物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業学校給食費助成金支給拒否の届出書を提出する必要があります。

HP にあります届出の様式をダウンロードし、ご記入の上、石垣市教育委員会学務課までご提出ください。

【問合せ】学務課 ☎0980-83-0355

石垣市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯等 物価高騰対策臨時給付金及び子ども加算給付金等のお知らせ

国による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく物価高騰対策として、令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等で、対象となる世帯へ通知を発送し、給付金（または支援金）を支給しております。また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等の世帯で、18歳以下の児童がいる世帯については、給付金等を加算して支給しています。

まだ申請がお済みでない世帯は、下記の提出期限までにお手続きをお願いいたします。

なお、支給対象と思われる方で通知が届いていない方は、石垣市福祉総務課へお問い合わせください。

（詳細は石垣市福祉総務課ホームページをご覧ください。）

【提出期限】

令和7年7月31日（当日消印有効）

※提出期限を過ぎると、給付金等を受給することはできません。

【問合せ】福祉総務課 ☎0980-83-1683

受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

【支給額】

世帯全員が非課税世帯

1世帯あたり 3万円

18歳以下の児童1人あたり 2万円

均等割のみ課税世帯

1世帯あたり 2万円

18歳以下の児童1人あたり 1万円

令和7年度 児童手当の現況届の提出について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分（10月支給）以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

令和4年度から児童手当受給者の現況を公簿等で確認することによって、現況届の提出が原則不要となりました。

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

1. 児童と別居している方
2. 第3子以降の多子加算（3万円）があり、算定対象者である児童の兄弟等が学生以外の方（経済的負担がある22歳までの兄弟等（学生以外）について手続きした方）
3. 配偶者からの暴力等により、住民票の所在地と異なる市区町村で受給している方
4. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
5. 支給要件児童の戸籍がない方
6. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
7. その他、市区町村から提出の案内があった方

現況届については
こちらから



対象の受給者には6月上旬までに令和7年度現況届を送付いたします。期間中の提出をお願いいたします。
現況届が届かない方は下記までご連絡ください。

【受付期間】

令和7年6月2日（月）～6月30日（月）

※土日祝、12～13時を除く

※注意※

現況届の提出がない場合は、令和7年6月分（8月支給）以降の手当が受給できなくなります。
手当を受給せず2年経過すると受給資格が消滅となります。

現況届が不要な方においても、以下に該当する場合は届出をお願いします

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 他の市区町村に住所を有する配偶者および児童の氏名または住所が変わったとき
- 婚姻等により一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または離婚等により児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 受給者の加入する年金の種別が変わったとき（国民年金→厚生年金）
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき等

令和6年10月児童手当制度改正について

令和6年10月分より児童手当の制度が一部改正されました。

この改正により、新たに手当を受給できる方・手当額が増額となる方がいます。

申請が必要な方でまだお手続きを行っていない場合は、お早目のお手続きをお願いします。

申請のあった翌月分から手当支給（増額）となります。

改正内容については市HPからご確認ください。▶

※不明な点等ございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

【問合せ】 こども家庭課 ☎0980-87-0771

制度改正について
はこちらから





5月31日～6月6日の1週間は厚生労働省が定める「禁煙週間」となっており、今年のテーマは「受動喫煙のない社会を目指して～私たちができることをみんなで考えよう～」です。

受動喫煙とは、本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことです。主流煙は喫煙者が吸うタバコの煙で、副流煙はタバコが燃えている部分から出る煙のことです。副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質が主流煙の数倍含まれていると言われています。喫煙は喫煙者本人だけではなく、非喫煙者の健康への悪影響も否定できません。この機会にタバコの危険性について考えてみませんか。

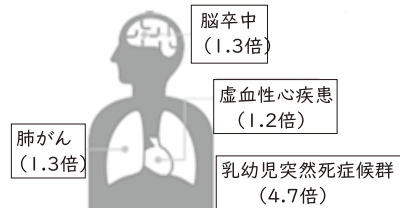
受動喫煙を取り巻くデータ



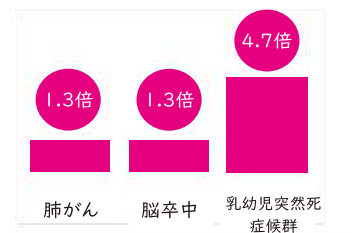
国民の **8** 割以上は非喫煙者



飲食店 37% 遊技場 30% 職場 28%
非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所
平成30年国民健康・栄養調査



年間 **15,000** 人が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で**死亡**せずに済んだと推計。



受動喫煙を受けている者の
「**り患リスク**」は高い

出典:「喫煙と健康喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターがん情報サービス

出典:「受動喫煙対策ハンドブック」(厚生労働省)

6月の各種相談窓口・母子保健事業

※中止となる場合がありますので、事前にご確認のうえご利用ください。

消費生活相談

(多重債務、詐欺その他消費生活に関する相談)

毎週月曜日 13時から17時 (消費者専門相談員)

毎月第2、第4金曜日 13時から17時 (司法書士) 平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253

※平和協働推進課窓口(23番)にお越しください。

人権相談

毎月第2木曜日9時から正午 人権困りごと相談 会場: 平和協働推進課

平日8時半から17時15分まで、電話相談も受付けております。

みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110 平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253

無料法律相談

毎週水曜日9時半から正午 (※事前予約が必要となり、1人30分の計5枠の先着順です。)

予約受付は1週間前の8時30分からとなります。ご予約の際は平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253 まで

行政相談

4日の14時～16時まで。電話相談もありますので、お急ぎの方はご利用ください。

《電話相談・きくみみ沖繩 ☎ 0570-090110》 市役所 DX 課 ☎ 0980-83-1672

母子保健事業

※乳幼児健診、2歳2か月児歯科指導、離乳食実習は全て予約制です。

◆3～4か月児健診 21日

◆3歳児健診 20日

◆両親学級 11日

◆9～10か月児健診 21日

◆離乳食実習 10日

【問合せ】健康福祉センター

◆1歳6か月児健診日 20日

◆2歳2か月児歯科指導 5日

☎ 0980-88-0088

市立図書館からのお知らせ

令和7年6月23日、沖縄戦終結から80年の節目を迎えます。市立図書館では、「慰霊の日」にあわせて、玄関正面の展示コーナーにて「八重山の戦争」をテーマにした展示を行います。また、子供向けには児童室にて平和を考える本を紹介し、平和の大切さや戦争の実態を考えるきっかけとなるような本の展示や「シネマたいむ」ではアニメ映画の上映を行いますので、この機会に図書館へお越しください。

【だっこDEおはなし会】

6月18日（水）各回約30分

第1部：午前10時15分～午前10時45分（月齢1か月～7か月）

第2部：午前11時～午前11時30分（月齢8か月～12か月）

場 所：2階和会議室

定 員：各部6組まで

※赤ちゃんと保護者が対象

※一週間前より申込み受付

【読み聞かせ会】

日時：毎週土曜日午後3時

場所：1階児童室

【シネマたいむ】

平和月間企画『石の声』（24分）

日時：6月22日（日）午後2時

場所：2階視聴覚室

【展示】

一般書「花と、すずす。本と、つながる。」

児童書「友達のおはなし」、平和に関する本の展示

郷土書「八重山の戦争」

【移動図書館こっかあら号】

※令和7年4月から平久保公民館の巡回時間に変更となっています。

▶ 第1・3日曜日

9:30～10:00 伊野田公民館

10:45～11:15 明石公民館

11:45～12:15 平久保公民館

14:30～15:00 白保公民館

15:30～16:00 宮良公民館

▶ 第2・4日曜日

9:30～10:00 下地公民館

10:45～11:15 吉原公民館

13:00～14:00 川平集落センター

14:30～15:00 崎枝公民館

15:30～16:00 名蔵公民館

▶ 第2・4水曜日

14:00～15:00 石垣市役所庁舎

15:15～16:15 健康福祉センター

【6月の休館日】毎週月曜日・23日（慰霊の日）・27日（資料整理日）

臨時休館等、最新情報は
ホームページに掲載します。



【問合せ】石垣市立図書館

☎ 0980-83-3862

令和7年度 就学援助のお知らせ

市立小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方に、その費用の一部を援助しています。



◆援助を受けることができる方

- ① 生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ② 生活保護を令和6年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③ その他、生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
- ④ 東日本大震災等、大規模災害の被災者で生活が困窮していると認められる方（罹災証明または被災証明書の提出が必要です）



申請は
お早めに

◆申請期間

期限厳守!

令和7年6月2日（月）～6月中旬頃

各学校で期限が異なりますので、学校よりお配りする案内にてご確認ください。

◆申請場所

児童生徒が在籍する小中学校



◆必要な書類

令和7年5月から6月の間に、学校から保護者向けにご案内がお送りされる予定です。

ホームページにも必要書類を掲載しています。

※注 意

- ① 生活保護基準を基に審査後、令和7年8月下旬に認否を決定します。
- ② 令和6年度認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。

【問合せ】学務課 ☎0980-83-0355



「真栄里宮鳥トーチカ跡」報告書刊行と3D動画公開のお知らせ



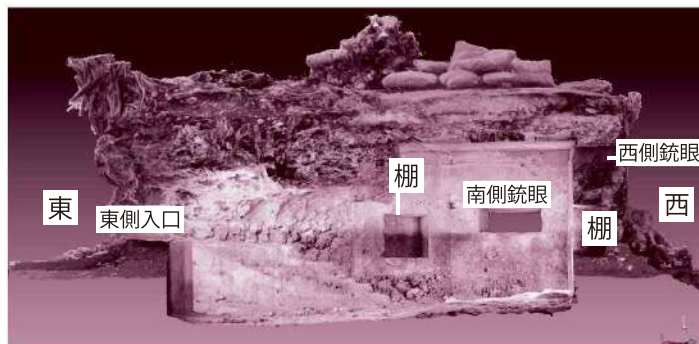
太平洋戦争が終結して今年で 80 年という節目を迎えようとしています。くしくも今年 3 月、文化財・市史編集課では、石垣市の戦争遺跡として初めて記録保存調査を実施した「真栄里宮鳥トーチカ跡」の報告書を刊行しました。併せて、調査をもとに作成した 3D 動画を公開しています。

トーチカ跡は既に現地から撤去され、実物を見ることはできませんが、この 3D 動画を通して外観や内部の様子を詳細にうかがうことが可能です。

この度刊行された報告書や公開された動画を通じて、多くの皆様に、真栄里宮鳥トーチカ跡やかつての太平洋戦争について、関心や理解を深めていただければ幸いです。

報告書は石垣市立図書館でご覧いただけます。また、部数に限りがございますが、報告書の配布をご希望される場合は、当課までお問い合わせください。

詳しくはこちらから ▶



【問合せ】石垣市教育委員会 文化財・市史編集課
☎0980-83-7269



結婚新生活を応援します!!



石垣市では、結婚に伴い新たな生活を始める新婚夫婦を応援するため、住居の取得、賃借、引越しにかかる費用の一部の補助を行っています。夫婦の年齢が 29 歳以下の場合は上限 60 万円、39 歳以下の場合は上限 30 万円を補助対象経費の実額に応じて支給いたします。

補助対象経費

住宅購入費用・敷金・礼金・仲介手数料・引越費用

対象要件（世帯）：①～⑥の要件を全て満たす世帯

- ①2025 年 1 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに 婚姻届を提出し受理された世帯
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに 39 歳以下であること
- ③2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ④継続して石垣市に居住する意思があること
- ⑤前年（1 月～12 月）の夫婦の所得合計が 500 万円未満
※奨学金を現に返済している場合は、年間返金額を控除します。
- ⑥他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

【問合せ】ふるさと創生課 ☎0980-87-9000



令和 7 年度 甲種防火管理者講習会ご案内



講習日時

令和 7 年 7 月 3 日（木） 9 時 30 分～17 時 00 分
令和 7 年 7 月 4 日（金） 9 時 00 分～15 時 00 分

講習会場

石垣市健康福祉センター 視聴覚室（2 階）

対象者及び募集人員

消防法第 8 条指定防火対象物の関係者 定員 60 名

※多数の事業所関係者に受講してもらえるよう 1 事業所 1 名とします。

※今年度講習で使用するテキストの変更があるため、購入についてはお問い合わせください。



受付

令和 7 年 6 月 16 日（月）～6 月 20 日（金）

窓口申請

10 時～16 時（12 時～13 時除く）

電子申請

時間指定なし
※定員に達し次第、受付は締め切ります。

受付場所

消防本部 予防課 ☎0980-82-4047

受講申込方法

窓口申請又は電子申請

- ・窓口申請の場合は、証明写真（縦 4cm×横 3cm、3 か月以内に撮影のもの）を持参し、消防本部予防課まで。
- ・電子申請は、左の QR コードを読み込み申請

【問合せ】消防本部 予防課 ☎0980-82-4047

沖縄慰霊の日追悼式について

6月23日は、戦後80年目を迎える「慰霊の日」です。先の大戦で戦没された御霊のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、下記のとおり式典を執り行います。万障お繰り合わせのうえ、ご参列賜りますようご案内申し上げます。

● 八重山戦争マラリア犠牲者追悼式

午後3時～ 八重山戦争マラリア慰霊之碑
(バンナ公園内)

● 石垣市全戦没者追悼式並びに平和祈念式

午後4時～ 八重守之塔 (バンナ公園南口入口)

※当日は下記の通り送迎バスを運行しますので、ご利用下さい。

停 車 場 所	発 車 時 刻
①白保 (白保小学校前)	午後2時00分発
②宮良 (旧いっぷく食堂前)	午後2時05分発
③石垣市役所	午後2時15分発
④登野城 (旧下地脳神経外科前)	午後2時25分発
⑤旧市役所北側 (八重山食研向かい)	午後2時30分発
⑥八重山平和祈念館北	午後2時35分発
⑦新川 (マイツバ御嶽)	午後2時40分発
⑧石垣 (旧 NTT 東)	午後2時45分発
⑨八重守之塔	午後2時50分着

帰路は式典終了次第 (午後5時予定) 出発し上記の逆ルートで運行します。

【問合せ】 平和協働推進課 ☎0980-82-1253



令和7年度 赤十字会費募集へのご協力をお願いします



日本赤十字社の活動は、皆さまからお寄せいただく協力金(会費)によって支えられています。
『もしまに備える』赤十字活動にご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【日本赤十字沖縄県支部石垣市地区 事務局】 石垣市役所 平和協働推進課 ☎0980-82-1253

各事業所へは
私たち赤十字奉仕団が
お伺いします。



黒島 郁江 漢那 トシ子 大谷 博子 新城 政子 宮良 敏子 吉村 恵子 田幸 香代 大浜 康子 仲里 恵美子



三木 京子 糸洲 弘子 仲嶺 科子 横目 静江 玉代勢 光子 新城 トヨ 伊舎堂 都 上地 清子 糸洲 伸子 玉城 よしみ 西里 幸江



上盛 厚子 慶田城 正子 大濱 栄子 佐々木 育美 結城 みどり 崎山 用育 赤山 正子 富永 忠 与那嶺 節子 大浜 光子 金城 富子



花城 美代子 当山 令子 仲島 ふじ子 大浜 多恵子 大仲 恵美子 下里 恵子 平良 美江 後呂 喜和子 西里 真由美 黒島 京子



人間を救うのは、人間だ。 Together for humanity

SAVE365
日本赤十字社
最新情報をチェック!

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集

令和7年10月1日に
国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



【問合せ】

D X 課 ☎0980-83-1672

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村